

平成 26 年 6 月

第 5 回尼崎市議会定例会議案

目 次

< 報告 >

- 報告第 3 号 専決処分について（尼崎市私立大学及び私立高等学校等入学支度金貸付金償還金請求事件）
- 報告第 4 号 専決処分について（尼崎市私立大学及び私立高等学校等入学支度金貸付金償還金請求事件）

< 予算 >

- 議案第 77 号 平成 26 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 78 号 平成 26 年度尼崎市特別会計母子及び寡婦福祉資金貸付事業費補正予算（第 1 号）

< 条例 >

- 議案第 79 号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 80 号 尼崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例について
- 議案第 81 号 尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第 82 号 尼崎市保育の実施に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 83 号 尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例について
- 議案第 84 号 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 85 号 尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例について
- 議案第 86 号 阪神間都市計画事業築地震災復興土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について
- 議案第 87 号 尼崎市 J R 塚口駅東地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例について

議案第 8 8 号 尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例
及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正す
る条例について

< その他 >

議案第 8 9 号 工事請負契約について（園和小学校校舎等改築工事）

議案第 9 0 号 工事請負契約について（園和小学校校舎等改築工事の
うち電気設備工事）

議案第 9 1 号 工事請負契約について（園和小学校校舎等改築工事の
うち機械設備工事）

議案第 9 2 号 工事請負契約の変更について（水堂小学校南棟改築等
工事）

議案第 9 3 号 調停及び法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決
定について

議案第 9 4 号 訴えの提起について（建物明渡し等請求事件）

報 告

報告第3号

専決処分について

尼崎市私立大学及び私立高等学校等入学支度金貸付金償還金請求事件の訴えの提起について、平成26年4月7日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成26年6月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 事 件 名 平成26年（ハ）第216号尼崎市私立大学及び私立高等学校等入学支度金貸付金償還金請求事件

2 裁 判 所 尼崎簡易裁判所

3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被 告

4 事件の概要

原告本市は、平成11年1月、被告[REDACTED]に対して入学支度金30万円の貸付けを行ったが、被告は、4か月間の据置期間経過後に到来した償還期限を過ぎても償還金の一部を償還したにとどまり、残額を償還しなかった。そこで、原告は、被告に対する当該償還金の残額及び延滞利子の支払請求について、尼崎簡易裁判所書記官に平成25年12月20日、支払督促の申立てを行ったところ、被告が当該支払督促に対して尼崎簡易裁判所に督促異議の申立てを行ったことにより、当該督促異議に係る請求について、民事訴訟法第395条の規定により当該支払督促の申立ての時に同裁判所に訴えの提起があったものとみなされるに至

ったため、原告は、同裁判所からの補正命令に従い、平成26年4月7日、訴状に代わる準備書面の提出等を行ったもの

(説明)

急施を必要としたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をした。よって同条第3項の規定により、本案を提出する。

報告第4号

専決処分について

尼崎市私立大学及び私立高等学校等入学支度金貸付金償還金請求事件の訴えの提起について、平成26年4月16日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めらる。

平成26年6月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 事 件 名 平成26年（ハ）第257号尼崎市私立大学及び私立高等学校等入学支度金貸付金償還金請求事件

2 裁 判 所 尼崎簡易裁判所

3 当 事 者 原 告

尼崎市東七松町1丁目23番1号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

被 告

4 事件の概要

原告本市は、平成20年2月、被告[REDACTED]に対して入学支度金30万円の貸付けを行ったが、被告は、5か月間の据置期間経過後に到来した償還期限を過ぎても償還金を全く償還しなかった。そこで、原告は、被告に対する当該償還金の全額及び延滞利子の支払請求について、尼崎簡易裁判所書記官に、平成25年12月20日支払督促の申立てを、平成26年2月7日仮執行の宣言の申立てを行ったところ、被告が当該仮執行の宣言を付した支払督促に対して尼崎簡易裁判所に督促異議の申立てを行ったことにより、当該督促異議に係る請求について、民事訴訟法第395条の規定により当該支払督促の申立ての時に同裁

判所に訴えの提起があったものとみなされるに至ったため、原告は、同裁判所からの補正命令に従い、同年４月１６日、訴状に代わる準備書面の提出等を行ったもの

(説 明)

急施を必要としたので、地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分をした。よって同条第３項の規定により、本案を提出する。

予 算

議案第 77 号

平成 26 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 26 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,352 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 199,830,352 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 6 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
45 県 支 出 金		9,474,608	14,407	9,489,015
	10 県 補 助 金	2,292,606	7,407	2,300,013
	20 県 委 託 金	457,123	7,000	464,123
60 繰 入 金		6,044,350	1,445	6,045,795
	05 他 会 計 繰 入 金	1,864,454	1,445	1,865,899
70 諸 収 入		7,295,494	4,500	7,299,994
	30 雑 入	4,917,697	4,500	4,922,197
歳 入 合 計		199,810,000	20,352	199,830,352

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総 務 費		11,743,420	1,445	11,744,865
	05 総 務 管 理 費	9,611,447	1,445	9,612,892
35 商 工 費		2,523,919	7,407	2,531,326
	05 商 工 費	2,523,919	7,407	2,531,326
45 消 防 費		4,560,902	4,500	4,565,402
	05 消 防 費	4,560,902	4,500	4,565,402
50 教 育 費		22,584,870	7,000	22,591,870
	05 教 育 総 務 費	3,640,363	7,000	3,647,363
歳 出 合 計		199,810,000	20,352	199,830,352

一 一般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

議 77-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	9,474,608	14,407	9,489,015			
10 項 県補助金	2,292,606	7,407	2,300,013			
35 目 商工費補助金	-	7,407	7,407	消費者行政 活性化事業 費補助金	7,407	○ (総務局) 補助率 10/10 消費者行政活性化事業の実施に伴う補正

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
20 項 県委託金	457,123	7,000	464,123			
50 目 教育費委託金	40,589	7,000	47,589	ひょうごが んぱりタイ ム事業委託 金	7,000	○ (教育委員会事務局) 放課後における補充学習の実施に伴う補正 7,000

議 77-6

歳 入

60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	6,044,350	1,445	6,045,795			
05 項 他会計繰入金	1,864,454	1,445	1,865,899			
05 目 他会計繰入金	1,864,454	1,445	1,865,899	他会計繰入金	1,445	○ (こども青少年局) 母子及び寡婦福祉法施行令の改正により国への償還の基準となる額が変更となったことに伴う補正

歳入

70 諸収入

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
70 款 諸収入	7,295,494	4,500	7,299,994			
30 項 雑入	4,917,697	4,500	4,922,197			
20 目 雑入	4,917,694	4,500	4,922,194	コミュニティ 助成事業 収入	4,500	○ (消防局) 地域防災組織育成等のための資機材整備に 伴う補正 4,500

歳 出

35 商工費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
35 款 商工費	2,523,919	7,407	2,531,326	特定財源 7,407 一般財源 0			
05 項 商工費	2,523,919	7,407	2,531,326	特定財源 7,407 一般財源 0			
05 目 商工総務費	255,267	1,636	256,903	県支出金 1,636	4 共 済 費 227	1,409	○ 臨時職員賃金等 (総務局) 消費者行政活性化事業の実施に伴う補正
25 目 消費生活セ ンター費	22,952	5,771	28,723	県支出金 5,771	8 報 償 費 323		○ 消費者行政活性化事業費 (総務局) 消費者行政活性化事業の実施に伴う補正
					9 旅 費 115		
					11 需 用 費 705		
					13 委 託 料 4,628		

歳 出

50 教育費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
50 款 教育費	22,584,870	7,000	22,591,870	特定財源 7,000 一般財源 0			
05 項 教育総務費	3,640,363	7,000	3,647,363	特定財源 7,000 一般財源 0			
15 目 学校指導費	521,721	7,000	528,721	県支出金 7,000	8 報 償 費 5,400		○ 学力向上クリエイティブ事業費（教育委員会事務局） 7,000
					9 旅 費 988		放課後における補充学習の実施等に伴う補正
					13 委 託 料 612		

議案第 78 号

平成 26 年度尼崎市特別会計母子及び寡婦福祉資金貸付事業
費補正予算（第 1 号）

平成 26 年度尼崎市の特別会計母子及び寡婦福祉資金貸付事業費補正
予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,302 千円を追加
し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,582 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 6 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰越金		7,588	4,302	11,890
	05 繰越金	7,588	4,302	11,890
歳入合計		31,280	4,302	35,582

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
55 公債費		5,039	2,857	7,896
	05 公債費	5,039	2,857	7,896
60 諸支出金		2,549	1,445	3,994
	15 他会計繰出金	2,549	1,445	3,994
歳出合計		31,280	4,302	35,582

特 別 会 計

母子及び寡婦福祉資金貸付事業費予算説明書

(補 正 1 号)

議 78-4

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

65 繰越金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
65 款 繰越金	7,588	4,302	11,890			
05 項 繰越金	7,588	4,302	11,890			
05 目 繰越金	7,588	4,302	11,890	繰越金	4,302	○ (こども青少年局) 補正財源として前年度繰越金を補正 4,302

歳 出

55 公債費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補正額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
55 款 公債費	5,039	2,857	7,896	特定財源 0 一般財源 2,857			
05 項 公債費	5,039	2,857	7,896	特定財源 0 一般財源 2,857			
05 目 元 金	5,039	2,857	7,896	一般財源 2,857	23 償還金、利 子及び割引 料	2,857	○ 市償還金（こども青少年局） 母子及び寡婦福祉法施行令の改正により国への償還の基準となる額が変更となったことに 伴う補正

2 市債の平成24年度末における現在高並びに平成25年度末及び平成26年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	平成24年度末現在高	平成25年度末現在高	平成26年度中増減見込み		平成26年度末現在高見込額
			平成26年度中起債見込額	平成26年度中元金償還見込額	
母子及び寡婦福祉資金貸付事業債	162,081	162,081	-	7,896	154,185

条 例

議案第79号

尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年6月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例の一部を改正する条例

第1条 尼崎市市税条例（昭和25年尼崎市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「外国法人」の次に「（法第24条第3項に規定する外国法人をいう。以下同じ。）」を加える。

第19条第14項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第25条第3項中「もの」の次に「の合計額」を加える。

第33条の7第2項中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第33条の7の2第1項中「14.7分の2.4」を「12.1分の2.4」に改める。

第33条の8第5項中「第42条の6第5項」を「第42条の6第12項」に改め、同条第10項中「課される法人税」の次に「若しくは地方法人税」を、「連結控除限度個別帰属額及び」の次に「地方法人税法（平成26年法律第11号）第12条第1項の控除の限度額で令で定めるもの又は同条第2項の控除の限度額で令で定めるもの並びに」を、「定めるもの」の次に「の合計額」を加える。

第49条及び第50条中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

第60条第1項中「軽自動車税について」を「この節において」に、「以下軽自動車税について同じ」を「第69条の2第5項を除き、以下この節において同じ」に改め、同条第2項中「場合においては」を「ときは、前項の規定にかかわらず、軽自動車税は」に改め、同項ただし書中「ただし、」の次に「当該軽自動車等が」を加え、

「と認めるものについて」を「ものであると市長が認める場合」に改める。

第61条中「商品であって使用しないもの」を「、商品（規則で定めるものに限る。第69条の2第1項において同じ。）であるもの及び小型特殊自動車で農耕作業（刈取脱穀作業を含む。）の用に供されるもの（以下「農耕作業用自動車」という。）」に改める。

第62条中「に対し」を「の区分に応じ」に、「ついて、それぞれ」を「つき、」に改め、同条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に改め、同号イ中「3,100円」を「3,900円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 小型特殊自動車 年額 5,900円

第62条第4号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

第67条の見出し中「の義務」を削り、同条中「本節」を「この節」に改め、「、また」を削る。

第68条第1項中「所有者等が」の次に「正当な理由なく」を加え、「よって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合においては、その者」を「よる申告を行わなかったときは、当該軽自動車等の所有者等」に改める。

第69条第1項中「次」の前に「市長は、」を加え、「該当し、市長において」を「該当する場合において、」に改め、「減免する」の次に「ことができる」を加え、同項ただし書中「1台に限る」を「1台分に限るものとする」に改め、同項第1号中「に専用する軽自動車等」を「で軽自動車等を使用するとき。」に改め、同項第2号中「所有し、かつ、専用する軽自動車等」を「軽自動車等を所有し、これを

自ら使用するとき。」に改め、同条第2項中「市長において」を「市長が」に改め、同条第3項中「よって軽自動車税の」を「よる」に、「当該」を「その」に、「、市長に申請しなければ」を「市長に提出しなければ」に改め、同項第1号中「又は名称」を「（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）」に改め、同項第5号中「市長において」を「市長が」に改め、同条第4項中「よって軽自動車税の」を「よる」に、「その旨」を「、その旨」に改める。

第69条の2を次のように改める。

（原動機付自転車等に係る標識の交付等）

第69条の2 主たる定置場が本市内に存する原動機付自転車又は小型特殊自動車（農耕作業用自動車を除く。）（商品であるものを除く。以下この項、次項及び第4項において「原動機付自転車等」という。）の所有者又は使用者（当該原動機付自転車等に係る軽自動車税の納税義務者であるものに限る。）（同項において「所有者等」という。）は、規則で定めるところにより、市長からその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により標識の交付を受けた者は、第4項の規定により当該標識を市長に返還するまでの間、当該交付に係る原動機付自転車等の車体の見やすい場所に当該標識を常に取り付けていなければならない。

3 第1項の規定により標識の交付を受けた者は、当該標識を譲渡し、若しくは貸し付け、又は不正に使用してはならない。

4 第1項の規定により標識の交付を受けた者は、当該交付に係る原動機付自転車等の所有者等でなくなったとき又は当該原動機付自転車等の主たる定置場が本市内に存しなくなったときは、規則で定めるところにより、当該標識を市長に返還しなければならない。

5 農耕作業用自動車（主たる定置場が本市内に存するものに限る。以下同じ。）の所有者（当該農耕作業用自動車を業として販売するために所有している者を除く。）は、規則で定めるところにより、市長からその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。

ない。

6 第2項から第4項までの規定は、前項の規定により標識の交付を受けた者について準用する。この場合において、第2項中「第4項」とあるのは「第6項において読み替えて準用する第4項」と、「原動機付自転車等」とあるのは「農耕作業用自動車」と、第4項中「原動機付自転車等の所有者等」とあるのは「農耕作業用自動車の所有者」と、「原動機付自転車等の主たる」とあるのは「農耕作業用自動車の主たる」と読み替えるものとする。

7 本市内において原動機付自転車又は小型特殊自動車（以下この項において「原動機付自動車等」という。）の販売を業とする者は、その扱う商品である原動機付自転車等に試乗し、又は第三者に試乗させようとするときは、規則で定めるところにより、市長からその車体に取り付けるべき試乗標識の交付を受けなければならない。

8 第2項から第4項までの規定は、前項の規定により試乗標識の交付を受けた者について準用する。この場合において、第2項中「第4項」とあるのは「第8項において読み替えて準用する第4項」と、「当該標識」とあるのは「当該試乗標識」と、第3項中「当該標識」とあるのは「当該試乗標識」と、第4項中「当該交付に係る原動機付自転車等の所有者等でなくなったとき又は当該原動機付自転車等の主たる定置場が本市内に存しなくなった」とあるのは「本市内において原動機付自転車等の販売を業として行わなくなった」と、「当該標識」とあるのは「当該試乗標識」と読み替えるものとする。

第102条第1項中「納税義務者は」の次に「、次に掲げる者の区分に応じ」を加え、同項第1号中「以内」の次に「（外国法人が第97条の2第1項に規定する納税管理人を定めなくて法の施行地に事業所等を有しないこととなる場合（同条第2項に規定する認定を受けた場合を除く。）には、当該事業年度終了の日から2月を経過した日の前日又は当該事業所等を有しないこととなる日のいずれか早い日まで）」を加える。

附則第7項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第31

項」に改め、附則第 9 項を次のように改める。

(固定資産税等の課税標準の特例)

9 次の各号に掲げる規定の条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。

- (1) 法附則第 15 条第 2 項第 1 号 3 分の 1
- (2) 法附則第 15 条第 2 項第 2 号 2 分の 1
- (3) 法附則第 15 条第 2 項第 3 号 2 分の 1
- (4) 法附則第 15 条第 2 項第 6 号 4 分の 3
- (5) 法附則第 15 条第 8 項 3 分の 2
- (6) 法附則第 15 条第 34 項 3 分の 2
- (7) 法附則第 15 条第 37 項 3 分の 2
- (8) 法附則第 15 条第 38 項 4 分の 3

附則第 4 2 項中「耐震改修」の次に「(同項に規定する耐震改修をいう。以下この項及び附則第 4 4 項において同じ。) 」を加え、「令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たす」を「耐震基準(法附則第 15 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準をいう。附則第 4 4 項において同じ。) に適合する」に改め、附則第 50 項を附則第 52 項とし、附則第 49 項中「附則第 47 項」を「附則第 49 項」に改め、同項を附則第 51 項とし、附則第 48 項を附則第 50 項とし、附則第 47 項を附則第 49 項とし、附則第 46 項中「附則第 44 項」を「附則第 46 項」に改め、同項を附則第 48 項とし、附則第 45 項を附則第 47 項とし、附則第 44 項を附則第 46 項とし、附則第 43 項の次に次の 2 項を加える。

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

44 法附則第 15 条の 10 第 1 項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準に適合することを証する書類

を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用で省令附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となったもの

45 前項の規定にかかわらず、法附則第15条の10第1項の規定の適用を受けようとする者は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書を提出しようとする場合は、同項各号に掲げる事項のほか、当該期間内に申告書を提出することができなかった理由を当該申告書に記載しなければならない。

第2条 尼崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「第24条第3項」を「第292条第1項第3号口」に、「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）に規定する場所」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）」に改める。

第19条第2項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」に改め、同条第11項中「次に掲げる区分に応じ当該号に定める」を「同法第28条第2項に規定する給与所得控除額の2分の1に相当する」に改め、同項各号を削る。

第25条第3項中「税（」の次に「所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者であった期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるもの」にあっては、同法第161条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額及び」の次に「同法第165条の6第1項の控除限度額並びに」を加える。

第33条の7第5項中「除く。）」の次に「又は第144条の3第1項（同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を除

く。) 」を加える。

第 3 3 条の 7 の 2 第 5 項中「第 1 4 5 条において準用する場合を含む」を「第 7 2 条第 1 項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ。) 又は第 1 4 4 条の 3 第 1 項 (同法第 1 4 4 条の 4 第 1 項の規定が適用される場合を含む。以下この款において同じ) 」に改める。

第 3 3 条の 8 第 1 項中「 (同法第 7 2 条第 1 項の規定が適用される場合及び同法第 1 4 5 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下この款において同じ。) 」及び「 (同法第 1 4 5 条において準用する場合を含む。以下第 1 1 項を除き、この款において同じ。) 」を削り、「又は第 8 9 条」を「、第 8 9 条」に改め、「含む。) 」の次に「、第 1 4 4 条の 3 第 1 項又は第 1 4 4 条の 6 第 1 項」を加え、「又は第 8 8 条の申告書」を「、第 8 8 条又は第 1 4 4 条の 3 第 1 項の申告書」に、「又は第 8 8 条の規定」を「、第 8 8 条又は第 1 4 4 条の 3 第 1 項 (同法第 1 4 4 条の 4 第 1 項の規定が適用される場合を除く。) の規定」に、「又は第 7 4 条第 1 項」を「、第 7 4 条第 1 項、第 1 4 4 条の 3 第 1 項又は第 1 4 4 条の 6 第 1 項」に改め、「において、同法第 7 1 条第 1 項」の次に「又は第 1 4 4 条の 3 第 1 項」を加え、同条第 5 項中「若しくは第 7 4 条第 1 項」を「、第 7 4 条第 1 項、第 1 4 4 条の 3 第 1 項 (同法第 1 4 4 条の 4 第 1 項の規定が適用される場合に限る。) 若しくは第 1 4 4 条の 6 第 1 項」に、「 (同法第 1 4 5 条において準用する場合を含む。) 」を「又は第 1 4 4 条の 1 3」に、「これらの規定によって申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該連結法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額から、当該法人税額 (当該法人税額について租税特別措置法第 4 2 条の 5 第 5 項、第 4 2 条の 6 第 1 2 項、第 4 2 条の 9 第 4 項、第 4 2 条の 1 2 の 3 第 5 項、第 6 2 条第 1 項、第 6 2 条の 3 第 1 項若しくは第 8 項又は第 6 3 条第 1 項の規定により加算された金額がある場合には、令で定める額を控除した額) 又は当該個別帰属法人税額 (当該個別帰属法人税額

について法第 292 条第 1 項第 4 号の 4 に規定する個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、令で定める額を控除した額)を限度として、還付を受けた法人税額を控除する」を「法第 321 条の 12 第 12 項各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項後段を削り、同条第 10 項中「税(」の次に「外国法人にあつては、法人税法第 138 条第 1 項第 1 号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の次に「若しくは同法第 144 条の 2 第 1 項の控除限度額」を、「法人税割額」の次に「(外国法人にあつては、法人税法第 141 条第 1 号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。)」を加え、同条第 18 項中「第 71 条第 1 項」の次に「若しくは第 144 条の 3 第 1 項」を加え、「同条第 1 項」を「同法第 71 条第 1 項又は第 144 条の 3 第 1 項」に改める。

第 33 条の 13 第 1 項中「第 145 条」を「第 144 条の 8」に改め、「第 74 条第 1 項」の次に「又は第 144 条の 6 第 1 項」を加える。

附則第 52 項を附則第 53 項とし、附則第 51 項中「附則第 49 項」を「附則第 50 項」に改め、同項を附則第 52 項とし、附則第 50 項を附則第 51 項とし、附則第 49 項を附則第 50 項とし、附則第 48 項中「附則第 46 項」を「附則第 47 項」に改め、同項を附則第 49 項とし、附則第 43 項から附則第 47 項までを 1 項ずつ繰り下げ、附則第 42 項中「附則第 44 項」を「附則第 45 項」に改め、同項を附則第 43 項とし、附則第 41 項を附則第 42 項とし、附則第 40 項を附則第 41 項とし、附則第 39 項中「附則第 37 項」を「附則第 38 項」に改め、同項を附則第 40 項とし、附則第 32 項から附則第 38 項までを 1 項ずつ繰り下げ、附則第 31 項の次に次の 1 項を加える。
(軽自動車税の税率の特例)

32 3 輪以上の軽自動車(法附則第 30 条第 1 項に規定する軽自動車をいう。以下この項において「特定軽自動車」という。)に対する当該特定軽自動車は初めて道路運送車両法(昭和 26 年法律第 1

85号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第62条の規定の適用については、当分の間、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第62条第2号イ	3,900円	4,600円
第62条第2号ウ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第33条の7第2項、第33条の7の2第1項及び第33条の8第10項の改正規定並びに付則第4項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中第60条から第62条まで、第67条、第68条第1項及び第69条の2の改正規定並びに付則第6項及び第9項(第2条の規定による改正後の尼崎市市税条例(以下「平成28年改正後条例」という。)附則第32項に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日
- (3) 第1条中第19条第14項の改正規定 平成28年1月1日
- (4) 第2条の規定(次号及び第6号に掲げる改正規定を除く。)並びに付則第5項、第7項、第8項及び第9項(平成28年改正後条例附則第32項に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日
- (5) 第2条中第19条第11項の改正規定及び次項の規定 平成29年1月1日
- (6) 第2条中第25条第3項の改正規定及び付則第3項の規定 平成

30年1月1日

(市民税に関する経過措置)

- 2 平成28年改正後条例第19条第11項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 平成28年改正後条例第25条第3項の規定は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 第1条の規定による改正後の尼崎市市税条例(以下「改正後の条例」という。)第33条の7第2項、第33条の7の2第1項及び第33条の8第10項の規定は、付則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 平成28年改正後条例の規定中法人の市民税に関する部分は、付則第1項第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 6 改正後の条例第61条、第62条及び第69条の2の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 7 平成28年改正後条例附則第32項の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 8 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた特定軽自動車(平成28年改正後条例附則第32項に規定する特

定軽自動車をいう。) に対して課する軽自動車税に係る同項の規定の適用については、同項中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

- 9 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る改正後の条例第62条及び平成28年改正後条例附則第32項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改正後の条例第62条第2号イ	3,900円	3,100円
改正後の条例第62条第2号ウ	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
平成28年改正後条例附則第32項の表以外の部分	第62条	尼崎市市税条例の一部を改正する条例(平成26年尼崎市条例第 号。以下「平成26年改正条例」という。)付則第9項の規定により読み替えて適用される第62条
平成28年改正後条例附則第32項の表	第62条第2号イ	平成26年改正条例付則第9項の規定により読み替えて適用される第62条第2号イ
	3,900円	3,100円
	第62条第2号ウ	平成26年改正条例付則第9項の規定により読み替えて適用される第62条第2号ウ
	6,900円	5,500円

10,800円	7,200円
3,800円	3,000円
5,000円	4,000円

(説 明)

地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 80 号

尼崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例について

尼崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 6 月 10 日提出

尼崎市 長 稲 村 和 美

尼崎市消防団員退職報償金支給条例の一部を改正する条例

尼崎市消防団員退職報償金支給条例（昭和 39 年尼崎市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円
副 団 長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円
分 団 長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
副 分 団 長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円
部長及び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円
団 員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市消防団員退職報償金支給条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、平成 26 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に退職した消防団員について適用し、適用日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正前の尼崎市消防団員退職報償金支給条例の規定に基づいて、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に退職した消防団員に支給された退職報償金は、改正後の条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

(説 明)

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第56号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 8 1 号

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例について

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市火災予防条例の一部を改正する条例

第 1 条 尼崎市火災予防条例（昭和 3 7 年尼崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 0 条第 1 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第 5 6 条の見出し中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め、同条第 1 号中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め、同条第 2 号中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に改め、同条第 5 号中「消防隊」の前に「露店等の開設又は道路の工事で」を加え、「露店の開設、道路の工事」を「もの」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 祭礼等（祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の不特定多数の者が集合する催しをいう。）における露店等（露店、屋台その他これらに類するものをいう。以下同じ。）（令第 5 条の 2 第 1 項に規定する対象火気器具等が使用されるものに限る。）の開設

第 2 条 尼崎市火災予防条例の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 1 項第 4 号中「ないような」を「ない」に改め、同項第 7 号中「に使用する等」を「の目的による使用その他の」に改め、同項第 9 号中「、整理」を「整理」に改め、同項第 1 3 号中「もの」を「者」に改め、同号を同項第 1 4 号とし、同項中第 1 0 号から第 1 2 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 祭礼等（祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の不特定多数の者が集合する催しをいう。以下同じ。）の開催の際に使用するときは、発火した器具、燃料等の消火に適応するものとされる消火器を、火災が発生した時に直ちに使用することができる場所に備

えておくこと。

第20条第2項中「第9号」を「第10号」に改める。

第21条第2項中「第10号」を「第11号」に改める。

第22条第2項中「及び第9号」を「、第9号及び第10号」に、「第2号」を「同項第2号」に改める。

第56条第4号中「（祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の不特定多数の者が集合する催しをいう。）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年8月1日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第56条の改正規定及び付則第3項の規定 平成26年7月1日

(2) 第1条中第40条第1項の改正規定及び次項の規定 平成27年4月1日

（経過措置）

2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現に存する防火対象物（第1条の規定による改正前の尼崎市火災予防条例第40条第1項第1号に該当する防火対象物に限る。以下同じ。）及び現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における自動火災報知設備に係る技術上の基準については、同項の規定は、平成30年3月31日までの間、なおその効力を有する。

3 第1条の規定による改正後の尼崎市火災予防条例第56条の規定（同条第4号に係る部分に限る。）は、平成26年8月1日以後に開催される祭礼等（同号に規定する祭礼等をいう。以下同じ。）における露店等（同号に規定する露店等をいう。以下同じ。）の開設について適用し、同日前に開催された祭礼等における露店等の開設については、なお従前の例による。

（前項の一部改正）

4 前項の一部を次のように改正する。

前項中「尼崎市火災予防条例」の次に「（以下「改正後の条例」という。）」を加え、「祭礼等（同号）」を「祭礼等（第2条の規定による改正後の尼崎市火災予防条例第19条第1項第10号）」に、「露店等（同号）」を「露店等（改正後の条例第56条第4号）」に改める。

（ 説 明 ）

消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 8 2 号

尼崎市保育の実施に関する条例を廃止する条例について

尼崎市保育の実施に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市保育の実施に関する条例を廃止する条例

尼崎市保育の実施に関する条例（昭和 6 2 年尼崎市条例第 6 号）は、
廃止する。

付 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、
保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行
に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 4 年法律第 6 7 号）の施
行の日から施行する。

（ 説 明 ）

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の
総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律（平成 2 4 年法律第 6 7 号）の制定に
伴い、条例を廃止する必要があることから、本案を提出する。

議案第 8 3 号

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例について
尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立児童ホームの設置及び管理に関する条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、尼崎市立児童ホーム（以下「児童ホーム」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を行うための施設として児童ホームを設置する。

(名称及び位置)

第 3 条 児童ホームの名称及び位置は、別表のとおりとする。

(開所時刻等)

第 4 条 児童ホームの開所時刻、閉所時刻及び休所日は、規則で定める。ただし、第 6 条第 3 項に規定する延長利用許可をするときは、閉所時刻を変更し、又はその他市長が特別の理由があると認めるときは、開所時刻、閉所時刻若しくは休所日を変更し、若しくは臨時に児童ホームの全部若しくは一部の供用を停止することができる。

(利用の資格)

第 5 条 児童ホームを利用することができる者は、本市内に住所を有する児童（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する小学校（以下「小学校」という。）に就学している者をいう。以下同じ。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該児童を現に監護するものをいう。）で、そのいずれもが労働その他の事由により当該児童を養育することができないもの（規則で定める要件を備える者に限る。）とする。

(利用の許可等)

第 6 条 第 4 条本文に規定する開所時刻から同条本文に規定する閉所時刻 (以下「閉所時刻」という。) までの間に児童ホームを利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可 (以下「通常利用許可」という。) を受けている者 (以下「利用者」という。) は、閉所時刻を過ぎて引き続き児童ホームを利用しようとするときは、通常利用許可とは別に、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、通常利用許可又は前項の許可 (以下「延長利用許可」という。) (以下「通常利用許可等」という。) をしないことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により通常利用許可等を受けようとしたとき。

(2) 通常利用許可等の申請に係る児童が伝染性の疾病にかかり、又はそのおそれがあるとき。

(3) その他児童ホームの管理上支障があるとき。

(通常利用許可を受けるべき者の決定)

第 7 条 市長は、規則で定めるところにより、通常利用許可を受けるべき者を選考その他の方法により決定するものとする。

(通常利用許可等の期間)

第 8 条 通常利用許可及び延長利用許可の期間は、4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日まで (4 月 2 日以後に通常利用許可等をする場合は、当該通常利用許可等をした日から同日の属する年度の末日まで) とする。

(児童育成料)

第 9 条 利用者は、1 月につき 10,000 円の児童育成料を規則で定める日までに納付しなければならない。

2 利用者のうち延長利用許可を受けているものは、前項の児童育成料のほか、1 月につき 1,800 円の児童育成料を同項に規定する日までに納付しなければならない。

3 市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、児童育成

料を減免することができる。

4 既納の児童育成料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(禁止行為)

第 10 条 児童ホームにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 児童ホームの施設又は設備その他の物件（以下「付属設備」という。）を汚損し、毀損し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれがある行為

(2) その他規則で定める行為

(届出)

第 11 条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第 5 条に規定する資格（以下「利用資格」という。）を失ったとき。

(2) 通常利用許可に係る児童ホームの利用をやめるとき。

(3) 延長利用許可を受けている利用者にとっては、当該延長利用許可に係る児童ホームの利用をやめるとき。

(4) 第 9 条第 3 項の規定による児童育成料の減免（以下「減免処分」という。）を受けている利用者にとっては、当該減免処分の理由となった事実に変更があったとき。

(5) 通常利用許可等に係る児童（以下「入所児童」という。）で当該利用者に係るものが伝染性の疾病にかかったとき。

(6) その他規則で定める場合

(利用の停止)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用者に対し、児童ホームの利用の停止を命ずることができる。

(1) 当該利用者に係る入所児童が通学する小学校の一部の学級が学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条の規定により臨時に休業した場合において、当該入所児童が当該学級に属していると

き。

(2) 前号に掲げるもののほか、当該利用者に係る入所児童が伝染性の疾病にかかり、又はそのおそれがあるとき。

(3) その他児童ホームの管理上支障があるとき。

(通常利用許可等の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、通常利用許可等を取り消し、又は通常利用許可等の条件(以下「許可条件」という。)を変更することができる。

(1) 利用者が偽りその他不正の手段により通常利用許可等又は減免処分を受けたとき。

(2) 利用者が利用資格を失ったとき。

(3) 利用者が児童育成料を3月以上滞納したとき。

(4) 利用者又は入所児童が許可条件に違反したとき。

(5) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する行為があったとき。

(6) 第11条の規定による届出(同条第2号又は第3号に係るものに限る。)があったとき。

(7) その他児童ホームの管理上支障があるとき。

2 市長は、次のいずれかに該当するときは、減免処分を取り消すことができる。

(1) 利用者が偽りその他不正の手段により減免処分を受けたとき。

(2) 第11条第4号に該当するとき。

3 本市は、第1項の規定による利用許可の取消し若しくは許可条件の変更又は前項の規定による減免処分の取消しを受けた者が、これらによって損害を受けても、その損害について賠償等の責任を負わない。

(原状回復義務等)

第14条 自己の責めに帰すべき事由により児童ホームの施設又は付属設備を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、直ちに、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、児童ホームの管理について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日 (子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成 24 年法律第 67 号) の施行の日が同月 2 日以後である場合にあっては、平成 28 年 4 月 1 日) から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 通常利用許可等の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表

名 称	位 置
尼崎市立明城児童ホーム	尼崎市南城内 10 番地の 2
尼崎市立竹谷児童ホーム	尼崎市北竹谷町 2 丁目 3 6 番地
尼崎市立金楽寺児童ホーム	尼崎市金楽寺町 2 丁目 3 番 1 号
尼崎市立七松児童ホーム	尼崎市南七松町 1 丁目 4 番 4 9 号
尼崎市立難波児童ホーム	尼崎市東難波町 4 丁目 3 番 4 0 号
尼崎市立難波の梅児童ホーム	尼崎市東難波町 2 丁目 1 4 番 4 4 号
尼崎市立長洲児童ホーム	尼崎市長洲東通 3 丁目 7 番 1 号
尼崎市立清和児童ホーム	尼崎市長洲本通 1 丁目 8 番 1 号
尼崎市立杭瀬児童ホーム	尼崎市杭瀬北新町 2 丁目 6 番 1 号
尼崎市立浦風児童ホーム	尼崎市杭瀬南新町 4 丁目 1 番 3 4 号
尼崎市立下坂部児童ホーム	尼崎市下坂部 1 丁目 1 2 番 1 号
尼崎市立潮児童ホーム	尼崎市潮江 2 丁目 2 番 2 0 号
尼崎市立浜児童ホーム	尼崎市浜 2 丁目 2 1 番 1 号
尼崎市立大庄児童ホーム	尼崎市大庄中通 4 丁目 4 3 番地の 1
尼崎市立成徳児童ホーム	尼崎市蓬川町 3 0 2 番地の 2
尼崎市立若葉児童ホーム	尼崎市道意町 6 丁目 6 番地の 3
尼崎市立西児童ホーム	尼崎市武庫川町 1 丁目 2 5 番地
尼崎市立大島児童ホーム	尼崎市稲葉荘 2 丁目 1 0 番 7 号
尼崎市立浜田児童ホーム	尼崎市浜田町 3 丁目 1 1 0 番地
尼崎市立成文児童ホーム	尼崎市大島 2 丁目 3 3 番 1 号
尼崎市立立花児童ホーム	尼崎市栗山町 2 丁目 2 6 番 1 号
尼崎市立立花南児童ホーム	尼崎市三反田町 2 丁目 1 6 番 1 号
尼崎市立立花西児童ホーム	尼崎市南武庫之荘 3 丁目 1 4 番 9 号
尼崎市立水堂児童ホーム	尼崎市水堂町 1 丁目 3 2 番 8 号
尼崎市立立花北児童ホーム	尼崎市栗山町 2 丁目 6 番 1 号
尼崎市立名和児童ホーム	尼崎市名神町 3 丁目 1 番 5 1 号

尼崎市立塚口児童ホーム	尼崎市塚口町4丁目38番地の1
尼崎市立尼崎北児童ホーム	尼崎市塚口町6丁目21番地の1
尼崎市立武庫北児童ホーム	尼崎市常松2丁目14番1号
尼崎市立武庫東児童ホーム	尼崎市武庫之荘6丁目15番1号
尼崎市立武庫庄児童ホーム	尼崎市武庫之荘本町3丁目21番1号
尼崎市立武庫児童ホーム	尼崎市武庫元町2丁目25番34号
尼崎市立武庫南児童ホーム	尼崎市武庫町4丁目11番1号
尼崎市立武庫の里児童ホーム	尼崎市武庫の里1丁目4番1号
尼崎市立園田児童ホーム	尼崎市食満1丁目1番2号
尼崎市立園田北児童ホーム	尼崎市猪名寺2丁目4番1号
尼崎市立上坂部児童ホーム	尼崎市東塚口町1丁目15番36号
尼崎市立園田南児童ホーム	尼崎市若王寺1丁目1番1号
尼崎市立小園児童ホーム	尼崎市若王寺3丁目23番1号
尼崎市立園和児童ホーム	尼崎市東園田町4丁目73番地の2
尼崎市立園和北児童ホーム	尼崎市田能1丁目7番1号
尼崎市立園田東児童ホーム	尼崎市東園田町8丁目7番地

(説 明)

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、児童ホームを公の施設として設置し、管理するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 8 4 号

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成 2 4 年尼崎市条例第 5 5 号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の基準を定める条例

第 1 条中「いう。）」の次に「第 3 4 条の 8 の 2 第 1 項の規定に基づき放課後児童健全育成事業（法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準を、法第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき家庭的保育事業等（法第 2 4 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準を、法」を加え、「基づき、」を「基づき」に改める。

第 2 条の見出し中「児童福祉施設」を「放課後児童健全育成事業」に改め、同条第 1 項中「第 4 5 条第 1 項」を「第 3 4 条の 8 の 2 第 1 項」に、「第 1 2 項」を「第 1 3 項」に、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 2 3 年厚生省令第 6 3 号。以下）」を「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 2 6 年厚生労働省令第 6 3 号。以下この条及び付則第 2 項において）」に改め、「助産施設については」及び「及び第 5 項」を削り、「、第 7 条、第 7 条の 2 第 2 項、第 1 0 条並びに第 1 4 条の 3 第 1 項に規定する基準を、母子生活支援施設及び保育所（以下「保育所等」という。）については省令第 5 条第 3 項及び第 6 条」を「及び第 2 1 条」に改め、「除く。以下」の次に「この条

において」を加え、同項後段を削り、同条第2項中「児童福祉施設の設置者及びその長」を「放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）及び当該放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の長」に改め、同条第3項中「児童福祉施設」を「放課後児童健全育成事業所」に改め、同条第4項中「保育所等の設置者」を「放課後児童健全育成事業者」に改め、同条第5項中「保育所等の設置者」を「放課後児童健全育成事業者」に改め、同条第6項中「児童福祉施設の設置者」を「放課後児童健全育成事業者」に改め、同項第3号中「当該児童福祉施設の職員及び当該児童福祉施設に入所している者（以下「入所者」という。）又は」を「その放課後児童健全育成事業所の職員並びにその放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下この条において「利用者」という。）及び」に改め、同条第7項中「保育所等の設置者」を「放課後児童健全育成事業者」に、「当該保育所等」を「その放課後児童健全育成事業所」に、「努めるものとする」を「努めなければならない」に改め、同条第8項中「保育所等の設置者」を「放課後児童健全育成事業者」に、「第7条の2第2項」を「第8条第2項」に、「当該保育所等」を「その放課後児童健全育成事業所」に、「努めるものとする」を「努めなければならない」に改め、同条第9項中「保育所等の設置者」を「放課後児童健全育成事業者」に改め、同項第2号中「当該保育所等の長」を「その放課後児童健全育成事業所の長」に、「保育所等の職員」を「放課後児童健全育成事業所の職員」に改め、同項第3号中「当該保育所等」を「その放課後児童健全育成事業所」に改め、同条第10項中「児童福祉施設の設置者は、入所者」を「放課後児童健全育成事業者は、利用者」に、「処遇」を「支援」に改め、同項第3号中「児童福祉施設の設置者」を「当該放課後児童健全育成事業者」に、「入所者」を「利用者」に改め、同条第11項を削り、同条第12項中「児童福祉施設の設置者」を「放課後児童健全育成事業者」に、「入所者等」を「利用者等」に、「当該児童福祉施設」を「その放課後児童健全育成事業」に改め、同項を同条第11項とし、同条に次の2項を加える。

1 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の発達に応じた指導方針を決定し、当該指導方針に基づいてその放課後児童健全育成事業を実施しなければならない。

1 3 放課後児童健全育成事業者は、土曜日にその放課後児童健全育成事業所を開所するよう努めなければならない。

第2条の次に次の2条を加える。

(家庭的保育事業等の設備及び運営の基準)

第3条 法第34条の16第1項の条例で定める基準は、次項から第6項までに規定するもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下この条において「省令」という。)に定める基準(省令第7条に規定する基準を除く。以下この条において「設備運営基準」という。)(設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。)のとおりとする。

2 家庭的保育事業(法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。)、小規模保育事業(同条第10項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。)又は事業所内保育事業(同条第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。)(以下「特定家庭的保育事業等」という。)を行う者は、その連携施設(省令第6条に規定する連携施設をいう。以下同じ。)から、当該連携施設に入所し、又は在籍している乳児又は幼児で当該特定家庭的保育事業等を利用していたものに関する保育状況等の照会があったときは、当該照会に応じなければならない。

3 省令第23条第1項の規定により家庭的保育事業所(省令第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所をいう。以下同じ。)に置くこととされている家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。)のうち少なくとも1人は、保育士でなければならない。

4 前項の規定は、小規模保育事業C型(省令第27条に規定する小規模保育事業C型をいう。)を行う事業所について準用する。この場合

において、同項中「第23条第1項」とあるのは、「第34条第1項」と読み替えるものとする。

5 省令の規定で規則で定めるものにより家庭的保育事業所及び小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所に置くこととされている調理員のうち少なくとも1人は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項に規定する栄養士の免許（以下「栄養士免許」という。）を有する者又は調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項に規定する調理師の免許（以下「調理師免許」という。）を有する者とするよう努めなければならない。

6 前条第2項及び第6項から第11項までの規定は家庭的保育事業等を行う者について、同条第3項の規定は家庭的保育事業等を行う事業所について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

（児童福祉施設の設備及び運営の基準）

第4条 法第45条第1項の条例で定める基準は、次項及び第3項に規定するもののほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下この条において「省令」という。）に定める基準（助産施設については省令第5条第4項及び第5項、第6条、第7条、第7条の2第2項、第10条並びに第14条の3第1項に規定する基準を、母子生活支援施設及び保育所（以下「保育所等」という。）については省令第5条第3項及び第6条に規定する基準を除く。以下「設備運営基準」という。）（設備運営基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。この場合において、省令第32条第5号中「調理室」とあるのは、「医務室、調理室」とする。

2 省令第33条第1項の規定により保育所に置くこととされている調理員（以下「調理員」という。）のうち少なくとも1人は、栄養士免許を有する者又は調理師免許を有する者でなければならない。

3 第2条第2項、第6項、第10項及び第11項の規定は児童福祉施設の設置者について、同条第3項の規定は児童福祉施設について、同

条第4項及び第5項の規定は母子生活支援施設の設置者について、同条第7項から第9項までの規定は保育所等の設置者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、規則で定める。

付則第4項中「第2条第11項」を「第4条第2項」に改め、同項を付則第6項とし、付則第3項を付則第5項とし、付則第2項の前の見出しを削り、同項中「第2条第1項」を「第4条第1項」に改め、同項を付則第4項とし、同項の前に見出しとして「（保育所の設備及び運営の基準の特例）」を付し、付則第1項の次に次の2項を加える。

（放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準の特例）

2 尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年尼崎市条例第 号。以下「平成26年改正条例」という。）の施行の際現に存し、若しくは工事等のため供用が休止されている放課後児童健全育成事業所又は現に新築の工事中の建物で放課後児童健全育成事業の用に供されるものについては、当分の間、第2条第1項の規定にかかわらず、省令第9条第2項及び第10条第4項に規定する基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）は、適用しない。

3 前項の規定は、平成26年改正条例の施行の日以後に新たに増築又は改築の工事に着手する場合については、適用しない。

付 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（ 説 明 ）

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の

総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 85 号

尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例について

尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例を次のように制定する。

平成 26 年 6 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定める条例

(この条例の趣旨)

第 1 条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（法第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の学級の編制、職員、設備及び運営の基準を定めるものとする。

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準)

第 2 条 法第 13 条第 1 項の条例で定める基準は、次項から第 12 項までに規定するもののほか、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号。以下「省令」という。）に定める基準（当該基準の特例として定められている基準がある場合には、その基準を含む。）のとおりとする。

2 幼保連携型認定こども園の設置者及び園長は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年尼崎市条例第 13 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはなら

ない。

- 3 幼保連携型認定こども園は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。
- 4 幼保連携型認定こども園の設置者は、自らその提供する教育及び保育等（法第23条に規定する教育及び保育等をいう。）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 5 幼保連携型認定こども園の設置者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 6 幼保連携型認定こども園の設置者は、非常災害が発生した場合に的確に対応するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けること。
 - (2) 非常災害が発生した場合の対応に関する具体的な指針を定め、及び当該場合における関係機関への連絡体制を整備すること。
 - (3) 定期的に、前号の指針及び関係機関への連絡体制を当該幼保連携型認定こども園の職員並びに当該幼保連携型認定こども園に在籍している子ども（以下「園児」という。）及びその家族に周知すること。
 - (4) 非常災害に備えるため、少なくとも毎月1回、避難、救出等に関する訓練を行うこと。
- 7 幼保連携型認定こども園の設置者は、傷病者に対する応急手当等に関する講習で市長が指定するものを修了した者（当該講習を受けた日から2年を経過しない者に限る。）を当該幼保連携型認定こども園に常時配置するよう努めなければならない。
- 8 幼保連携型認定こども園の設置者は、省令第13条第1項において準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第7条の2第2項に規定する研修（以下この項において「研修」という。）の実施計画を当該幼保連携型認定こども園の職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管す

るとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、当該職員の計画的な育成に努めなければならない。

9 幼保連携型認定こども園の設置者は、事故が発生した場合に的確に対応し、又は事故の発生若しくはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、事故の発生又はその再発の防止等に関する指針を定めること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合において、これらの事実が当該幼保連携型認定こども園の園長に報告され、及びその原因の分析の結果に基づき策定した改善策が当該幼保連携型認定こども園の職員に周知される体制を整備すること。

(3) 定期的に、事故の発生又はその再発の防止について、その協議を行うための会議を開き、及び当該幼保連携型認定こども園の職員に対して研修を行うこと。

10 幼保連携型認定こども園の設置者は、園児に対する処遇により事故が発生したときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 速やかに、当該事故の発生の事実を市長等に報告すること。

(2) 当該事故の状況及びその発生後に講じた措置について記録すること。

(3) 当該事故が当該幼保連携型認定こども園の設置者の責めに帰すべき事由によるものであり、かつ、当該園児に損害が生じたときは、その損害を賠償すること。

11 省令第5条第4項の規定により幼保連携型認定こども園に置くこととされている調理員のうち少なくとも1人は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項に規定する栄養士の免許を有する者又は調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項に規定する調理師の免許を有する者でなければならない。

12 幼保連携型認定こども園の設置者は、日常的に関係行政機関、医療機関等と相互に連携を図りながら、適切にその業務を行うことにより、園児等が安心して当該幼保連携型認定こども園を利用することが

できる体制の確保に努めなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園又は尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設等の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年尼崎市条例第55号）付則第6項に規定する保育所（以下「幼稚園等」という。）を設置していた者が、施行日以後に当該幼稚園等を廃止し、かつ、当該幼稚園等と同一の所在場所において当該幼稚園等の設備を用いて設置する幼保連携型認定こども園については、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第2条第1項の規定は、適用しない。

(説 明)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の制定に伴い、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 86 号

阪神間都市計画事業築地震災復興土地区画整理事業施行規程
を廃止する条例について

阪神間都市計画事業築地震災復興土地区画整理事業施行規程を廃止する
条例を次のように制定する。

平成 26 年 6 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

阪神間都市計画事業築地震災復興土地区画整理事業施行規程
を廃止する条例

阪神間都市計画事業築地震災復興土地区画整理事業施行規程（平成 7
年尼崎市条例第 46 号）は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（ 説 明 ）

事業施行期間の完了に伴い、条例を廃止する必要があることから、
本案を提出する。

議案第 87 号

尼崎市 J R 塚口駅東地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例について

尼崎市 J R 塚口駅東地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例を次のように制定する。

平成 26 年 6 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市 J R 塚口駅東地区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 68 条の 2 第 1 項（法第 88 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成 26 年尼崎市告示第 123 号に定める J R 塚口駅東地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域（以下「適用区域」という。）内における建築物の用途、構造及び敷地並びに工作物の用途に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(地区の区分及び名称)

第 2 条 この条例における適用区域内の地区の区分及び名称は、地区計画に定めるところによる。

(建築物等の用途)

第 3 条 適用区域（北地区に限る。）内においては、次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。

- (1) 法第 51 条に規定する建築物並びに法別表第 2（に）項第 6 号、（ほ）項第 2 号、（り）項第 3 号及び（ぬ）項第 1 号に掲げる建築物
- (2) 法別表第 2（ほ）項第 3 号、（へ）項第 2 号及び第 5 号並びに（と）項第 3 号及び第 4 号に掲げる建築物
- (3) 法別表第 2（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 平方

メートルを超えるもの（次に掲げる建築物を除く。）

ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第130条の7の2第1号、第2号及び第5号に掲げる建築物

イ 建築物に付属する自動車車庫で、その床面積の合計に同一の敷地内にある建築物に付属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該敷地内にある建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないもの（4階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

ウ 公告対象区域（法第86条第10項に規定する公告対象区域をいう。以下同じ。）内の建築物に付属する自動車車庫で、その床面積の合計に同一の公告対象区域内にある建築物に付属する他の自動車車庫の床面積の合計及び当該公告対象区域内にある建築物に付属する自動車車庫の用途に供する工作物の築造面積を加えた値が当該公告対象区域内の建築物（自動車車庫の用途に供する部分を除く。）の延べ面積の合計を超えないもの（4階以上の部分をその用途に供するものを除く。）

(4) 自動車車庫で、その床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分にあるもの（令第130条の7の2第5号並びに前号イ及びウに掲げる建築物を除く。）

(5) 法別表第2（を）項第5号に掲げる建築物（物品販売業を営む店舗に限る。次項第2号において同じ。）で、その店舗面積（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第1項に規定する店舗面積をいう。以下同じ。）の合計が1,000平方メートルを超えるもの

2 適用区域（南地区に限る。）内においては、次に掲げる建築物は、建築してはならない。

(1) 前項第1号並びに法別表第2（り）項第2号及び第4号に掲げる建築物

(2) 法別表第2（を）項第5号に掲げる建築物で、その店舗面積の合

計が 3,000 平方メートルを超えるもの

- 3 適用区域内においては、令第 138 条第 3 項第 5 号に掲げる工作物（土木事業その他の事業において一時的に使用するためのもの及び建築物の敷地（同項に規定する敷地をいう。）と同一の敷地内にあるものを除く。）は、築造してはならない。
- 4 前各項の規定は、市長が適用区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため特に必要があり、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を害するおそれがないと認めて許可した場合においては、適用しない。
- 5 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、尼崎市建築審査会の意見を求めなければならない。

（建築物の高さ等の最高限度）

第 4 条 適用区域（地区計画に定められた建築物の高さの最高限度に係る区域（以下「特定区域」という。）に限る。）内においては、建築物の高さは 10 メートル以下で、かつ、軒の高さは 7 メートル以下でなければならない。

- 2 建築物の敷地が特定区域の内外にわたる場合における前項の規定の適用については、当該敷地の過半が特定区域内に属するときは当該建築物の全部について同項の規定を適用し、当該敷地の過半が特定区域外に属するときは当該建築物の全部について同項の規定は適用しない。

（建築物の敷地面積の最低限度）

第 5 条 適用区域内においては、建築物の敷地面積は、法別表第 2（い）項第 1 号及び第 2 号に掲げる建築物にあつては 1 戸当たり 100 平方メートル以上、当該建築物以外の建築物（次の各号に掲げるものを除く。）にあつては 500 平方メートル以上でなければならない。

- (1) 法第 44 条第 1 項第 4 号に該当する建築物
- (2) 法第 53 条の 2 第 1 項第 2 号に該当する建築物
- (3) 適用区域内の住民の利用に供する集会所の用途に供する建築物
- (4) 地区計画に定められた自転車駐車場 1 号（以下「自転車駐車場 1 号」という。）又は地区計画に定められた自転車駐車場 2 号（以

下「自転車駐車場 2 号」という。)の用途に供する建築物
(壁面の位置の制限)

第 6 条 適用区域内においては、建築物(地区計画に定められた公園の敷地内に建築されるものを除く。以下この項及び別表第 1 において同じ。)の外壁若しくはこれに代わる柱、バルコニー等又は建築物に付属する門若しくは扉で地盤面上 2 メートルを超えるもの(以下この項、第 3 項、第 4 項、同表、別表第 2 及び別表第 4 において「外壁等」という。)の面から道路境界線までの距離は、北地区内にあっては別表第 1 の左欄に掲げる道路境界線の区分及び同表の中欄に掲げる建築物の外壁等の部分の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる数値以上、南地区内にあっては別表第 2 の左欄に掲げる道路境界線の区分及び同表の中欄に掲げる建築物の外壁等の部分の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる数値以上でなければならない。

2 適用区域内においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱、バルコニー等(以下この項、第 5 項及び別表第 3 において「外壁等」という。)の面から敷地境界線(当該建築物の敷地と自転車駐車場 2 号の敷地との敷地境界線(以下「特定敷地境界線」という。))を除く。同項及び同表において同じ。)までの距離は、同表の左欄に掲げる建築物の外壁等の部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上でなければならない。

3 適用区域内においては、建築物の外壁等の面から特定敷地境界線までの距離は、別表第 4 の左欄に掲げる建築物の外壁等の部分の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以上でなければならない。

4 第 1 項及び前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分の外壁等の面から道路境界線又は特定敷地境界線までの距離については、適用しない。

- (1) 自転車駐車場 1 号又は自転車駐車場 2 号の用途に供する建築物
- (2) 道路を上空で横断するための施設に建築物を接続させるために設置される建築物の部分
- (3) 前号に掲げる建築物の部分に接続する階段、昇降路その他これら

に類する建築物の部分

- (4) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内の建築物又は建築物の部分（地区計画に定められた地区施設の敷地外に存するものに限る。）

5 第2項の規定は、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分の外壁等の面から敷地境界線までの距離については、適用しない。

(1) 自転車駐車場1号の用途に供する建築物

(2) 前項第2号から第4号までに掲げる建築物又は建築物の部分

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項又は第2項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主

(2) 第3条第3項の規定に違反した場合における当該工作物の築造主

(3) 第4条第1項、第5条又は第6条第1項から第3項までの規定に違反した場合における当該建築物の設計者（設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者）

(4) 法第87条第2項において準用する第3条第1項又は第2項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）

(5) 法第87条第2項において準用する第3条第3項の規定に違反した場合における当該工作物の所有者等

2 前項第3号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。

(両罰規定)

第 9 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

付 則

この条例は、平成 2 6 年 8 月 1 日から施行する。

別表第 1

道路境界線	建築物の外壁等の部分	建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離の最低限度
1 地区計画に定められた区画道路 5 号の道路境界線	全ての部分	12メートル（法第28条第1項に規定する居室（居住のためのもの及び令第19条第2項第3号に掲げるものに限る。）を有しない建築物に係るものにあつては、10メートル）
2 地区計画に定められた区画道路 6 号の道路境界線	全ての部分	6メートル
3 地区計画に定められた区画道路 1 号（以下「区画道路 1 号」という。）、地区計画に定められた区画道路 4 号、地区計画に定められた駅前ロータリー（以下「駅前ロータリー」という。）又は地区計画に定められた歩行者通路 1 号の道路境界線	地盤面上 3 1メートル以下の部分	3メートル（駅前ロータリーに係るものにあつては、2.5メートル）
	地盤面上 3 1メートルを超え、4 5メートル以下の部分	4メートル
	地盤面上 4 5メートルを超える部分	6メートル

別表第 2

道路境界線	建築物の外壁等の部分	建築物の外壁等の面から道路境界線までの距離の最低限度
1 区画道路 1 号（地区計画に定められた区画道路 2 号（以下「区画道路 2 号」という。）以西の部分に限る。）区画道路 2 号、駅前ロータリー又は地区計画に定められた歩行者通路 2 号の道路境界線	地盤面上 3 1 メートル以下の部分	3 メートル（駅前ロータリーに係るものにあつては、2 . 5 メートル）
	地盤面上 3 1 メートルを超え、4 5 メートル以下の部分	4 メートル
	地盤面上 4 5 メートルを超える部分	6 メートル
2 県道西宮豊中線若しくは区画道路 1 号（これらの道路のうち区画道路 2 号以東の部分に限る。）又は地区計画に定められた区画道路 3 号の道路境界線	地盤面上 2 0 メートル以下の部分	1 メートル
	地盤面上 2 0 メートルを超え、3 1 メートル以下の部分	2 メートル
	地盤面上 3 1 メートルを超え、4 5 メートル以下の部分	4 メートル
	地盤面上 4 5 メートルを超える部分	6 メートル

別表第 3

建築物の外壁等の部分	建築物の外壁等の面から敷地境界線までの距離の最低限度
1 地盤面上 20メートル以下の部分	0.5メートル
2 地盤面上 20メートルを超え、31メートル以下の部分	2メートル
3 地盤面上 31メートルを超え、45メートル以下の部分	4メートル
4 地盤面上 45メートルを超える部分	6メートル

別表第 4

建築物の外壁等の部分	建築物の外壁等の面から特定敷地境界線までの距離の最低限度
1 地盤面上 31メートル以下の部分	3メートル
2 地盤面上 31メートルを超え、45メートル以下の部分	4メートル
3 地盤面上 45メートルを超える部分	6メートル

(説 明)

J R 塚口駅東地区地区計画の実現を図るため、建築物等の制限に関する事項について、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

議案第 88 号

尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例について

尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 26 年 6 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例

(尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例 (平成 23 年尼崎市条例第 28 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書中「及び」を「若しくは」に改める。

第 6 条第 2 項第 4 号中「設備」の次に「その他の物件 (以下「付属設備」という。) 」を加え、「又は毀損する」を「毀損し、又は滅失させる」に改め、同項第 5 号中「管理に支障を及ぼすおそれ」を「管理上支障」に改める。

第 13 条第 2 号中「設備」を「付属設備」に改める。

第 19 条中「第 21 条、」を削る。

第 2 条 尼崎市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「ときは、」の次に「当該駐車許可を申請した者に」を加え、「駐車許可を受けようとする者に」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める駐車場について一時利用に係る駐車許可をしたときは、この限りでない。

第 10 条第 1 項中「号に定める」の次に「金額の範囲内で規則で定める額の」を加え、同項第 1 号中「に定める料金」を「の左欄に掲げる自転車等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額」に改め、

同項第2号中「に定める料金（以下「定期利用料」という。）」を「の左欄に掲げる自転車等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額」に改め、同条第2項中「定期利用料」を「定期利用に係る料金（以下「定期利用料」という。）」に改める。

第15条中「次の」の次に「各号の」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) その他市長が駐車場の管理上移動させる必要があると認める自転車等

第19条中「（尼崎市立JR尼崎駅南自転車駐車場、尼崎市立JR尼崎駅北自転車駐車場及び尼崎市立JR尼崎駅北原動機付自転車駐車場に限る。第23条第1号及び第3号並びに第24条において同じ。）」を削る。

別表第1 尼崎市立JR尼崎駅北原動機付自転車駐車場の項を削る。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2

区 分	金 額
自 転 車	1日1回につき 150円
原動機付自転車	1日1回につき 300円
摘要	規則で定める場合における金額の算定方法は、規則で定める。

備考 「1日」とは、駐車場の利用時間内の利用をいう。

別表第3

区 分	金 額	
	1月	3月
自 転 車	2,100円	5,900円
原動機付自転車	2,900円	8,200円

備考 「1月」とは許可期間が利用開始日から起算月の末日までである定期利用をいい、「3月」とは許可期間が利用開始日から起算月の翌々月の末日までである定

期利用をいう。

(尼崎市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

第 3 条 尼崎市指定管理者選定委員会条例 (平成 2 5 年尼崎市条例第 5 6 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 2 2 項を次のように改める。

2 2 尼崎市立立花駅第 1 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 2 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 3 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 4 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 5 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 6 自転車駐車場、尼崎市立立花駅第 7 自転車駐車場、尼崎市立立花駅南地下自転車駐車場及び尼崎市立武庫之荘駅第 1 自転車駐車場 (以下「立花駅等自転車駐車場」という。)

別表第 1 中第 2 6 項を第 2 8 項とし、第 2 3 項から第 2 5 項までを 2 項ずつ繰り下げ、第 2 2 項の次に次の 2 項を加える。

2 3 尼崎市立 J R 尼崎駅南自転車駐車場及び尼崎市立 J R 尼崎駅北自転車駐車場 (以下「 J R 尼崎駅自転車駐車場」という。)

2 4 尼崎市立出屋敷駅北自転車駐車場 (以下「出屋敷駅自転車駐車場」という。)

別表第 1 備考中「及び第 2 2 項から第 2 4 項まで」を「、第 2 2 項、第 2 3 項、第 2 5 項及び第 2 6 項」に改める。

別表第 2 第 1 2 項を次のように改める。

1 2 立花駅等自転車駐車場、 J R 尼崎駅自転車駐車場及び出屋敷駅自転車駐車場

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条及び第 3 条の規定は、公布の日から施行する。

(委任)

2 第 2 条の規定の施行について必要な経過措置は、規則で定める。

(説 明)

J R 尼崎駅以外の自転車等駐車場の管理について、指定管理者制度を導入するとともに仮設原動機付自転車駐車場を廃止するなど、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 89 号

工事請負契約について

園和小学校校舎等改築工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 26 年 6 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 園和小学校校舎等改築工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市東園田町 4 丁目 7 3 番地の 2
工事概要 校舎等改築工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 2,332,800,000 円
- 5 契約の相手方 神戸市兵庫区小河通 2 丁目 2 番 5 号

N I P P O ・ 吉川組共同企業体

代表者 株式会社 N I P P O 兵庫統括事業所

所長 大 場 信 秀

(説 明)

園和小学校校舎等改築工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	<p>校舎及び体育館改築工事</p> <p>鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 4階建て 1棟</p> <p>敷地面積 17,321.99平方メートル</p> <p>建築面積 4,156.11平方メートル</p> <p>延べ面積 11,853.90平方メートル</p> <p>(主な諸室)</p> <p>普通教室、特別教室(図書室、生活教室、コンピュータ教室、視聴覚教室、理科教室、家庭教室、図画工作教室、音楽教室等)、多目的スペース、管理諸室、給食室</p> <p>既存校舎等解体工事(校舎、体育館等)</p> <p>屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)</p> <p>旧給食室棟改修工事</p>

議案第 90 号

工事請負契約について

園和小学校校舎等改築工事のうち電気設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 26 年 6 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 園和小学校校舎等改築工事のうち電気設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市東園田町 4 丁目 7 3 番地の 2
工事概要 電気設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 274,104,000 円
- 5 契約の相手方 尼崎市瓦宮 1 丁目 9 番 15 号
栄興電機工業株式会社
代表取締役 小 坂 圭 一

(説 明)

園和小学校校舎等改築工事のうち電気設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容	
電 気	電気設備工事	
	受変電設備工事	一式
	幹線設備工事	一式
	動力・電灯設備工事	一式
	弱電設備工事	一式
	旧給食室棟改修工事に係る電気設備工事	一式
	屋外電気設備工事	一式

議案第 9 1 号

工事請負契約について

園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事請負契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市東園田町 4 丁目 7 3 番地の 2
工事概要 機械設備工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 2 8 7 , 4 9 6 , 0 0 0 円
- 5 契約の相手方 尼崎市南初島町 1 0 番地の 1 4 9
株式会社阪神設備工業所
代表取締役 岡 本 太 一

(説 明)

園和小学校校舎等改築工事のうち機械設備工事を施行するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
機 械	機械設備工事
	空調設備工事 一式
	換気設備工事 一式
	衛生器具設備工事 一式
	給水設備工事 一式
	排水設備工事 一式
	給湯設備工事 一式
	消火設備工事 一式

議案第 9 2 号

工事請負契約の変更について

水堂小学校南棟改築等工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 2 6 年 6 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 契約の目的 水堂小学校南棟改築等工事請負契約の変更のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市水堂町 1 丁目 3 2 番 8 号
工事概要 南棟改築等工事
- 3 契約の金額 1 , 3 1 6 , 9 6 5 , 6 8 0 円
- 4 契約の相手方 神戸市中央区磯上通 4 丁目 1 番 6 号

東洋・光邦特定建設工事共同企業体

代表者 東洋建設株式会社神戸営業所

所長 浅 野 恒 平

(説 明)

平成 2 4 年 1 0 月 4 日に議決された水堂小学校南棟改築等工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
建 築	南棟改築工事
	鉄筋コンクリート造り 2階建て 1棟
	敷地面積 15,244.30平方メートル
	建築面積 3,612.74平方メートル
	延べ面積 5,645.44平方メートル
	(主な諸室)
	普通教室、特別支援学級教室、保健室、図書室、視 聴覚教室、コンピュータ室、音楽教室、給食室、職員 室、校長室、多目的スペース
	東棟耐震補強工事
	鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟
	延べ面積 1,224平方メートル
主な工法 パラレル工法	
体育館耐震補強工事	
鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟	
延べ面積 891平方メートル	
主な工法 鉄骨屋根補強	
既存校舎等解体工事(南棟、西棟、給食室棟等)	
屋外付帯工事(グラウンド整備、外構等)	
今回変更内容	
石綿含有建材の法令に基づく除去の追加	
内装仕上げの変更	

変更前契約

- 1 契約の目的 水堂小学校南棟改築等工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市水堂町1丁目3番8号
工事概要 南棟改築等工事

- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 1,241,100,000円
- 5 契約の相手方 神戸市中央区磯上通4丁目1番6号
東洋・光邦特定建設工事共同企業体
代表者 東洋建設株式会社神戸営業所
所長 牧野吉博

議案第 93 号

調停及び法律上本市の義務に属する損害賠償の額の決定について

次の損害賠償額確定調停事件について、次のとおり調停に応じ、法律上本市の義務に属する損害賠償の額を決定するため、議決を求める。

平成 26 年 6 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 事 件 名 平成 25 年（ノ）第 37 号損害賠償額確定調停事件
2 裁 判 所 尼崎簡易裁判所
3 当 事 者 申立人

上記法定代理人親権者

父

母

相手方

尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号

尼 崎 市

代表者 尼崎市長 稲 村 和 美

- 4 損害賠償の額 4, 261, 051 円

- 5 事件の概要 平成 22 年 2 月 2 日午前 9 時 20 分頃、尼崎市立塚口小学校の北校舎 1 階便所において、同校の 6 年生であった福山型先天性筋ジストロフィーを発症している申立人が、同校の担任教諭から車椅子と便座との間の身体移動の介助を受けた際に右上腕骨を骨折し、右肩関節等の機能に後遺障害が残ったとして、相手方に対し、相当額の損害賠償を求めて調停を申

し立てたもの

6 調停条項の内容

- (1) 相手方は、申立人に対し、本件損害賠償金として、426万1051円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、申立人に対し、前号の金員を、平成26年8月10日限り、申立人に持参し、又は送金して支払う。
- (3) 申立人は、その余の請求を放棄する。
- (4) 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間で、本件に関し、本調停条項に定めるほか、他に何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 調停費用は、各自の負担とする。

(説明)

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、本案を提出する。

事項は、市長に一任する。

(説明)

地方自治法第96条第1項第12号の規定により、本案を提出する。